

基本仕様書（企画提案時）

1 委託件名

福岡市政 PR 用ショート動画制作業務委託

2 履行場所

市長室広報戦略室広報戦略課 外

3 履行期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 目的

市内に居住する、主に若年層など SNS ユーザーに向けて、福岡市の取組みなどをわかりやすく伝えるため、SNS 投稿用の縦型ショート動画を制作するもの。

5 委託内容

(1) 縦型ショート動画の制作

福岡市の事業で、発注者が指定するものについて、SNS 投稿用の縦型ショート動画を制作すること。制作に当たっては、SNS の特性や視聴者行動を考慮し、誰が見てもわかりやすく、かつ動画内容に関心がない人でも途中離脱せず最後まで見たくなるように、構成や編集などを工夫すること。

【用語の説明】

①福岡市の事業

主に、福岡市が主催または出席する式典やイベント、発表会等を想定しているが、制作対象について都度発注者が指定する。

②発注者が指定

指定するタイミングについて、制作対象の開催が決まるタイミングがまちまちであり、制作決定が開催日（動画撮影日）の 1 ~ 2 週間前など直前になる可能性がある。

③SNS 投稿

投稿先である SNS はインスタグラム、YouTube ショート X、LINE VOOM を想定している。

④縦型ショート動画

主にスマートフォンで視聴することを想定した、縦型 30~60 秒程度の動画。アスペクト比 9:16 (1080×1920 ピクセル)、ファイル形式は MP4 とする。

⑤制作

動画の企画構成（必要に応じ対応すること、なお発注者や事業担当課との打ち合わせを含む。）、撮影、編集（最低 3 回）を含む。SNS の即時性や事業のニュース性等を鑑み、可能な限り早く制作、修正等を行うこと。

制作数は 15 本とする。なお、事業の進捗等によって制作数に変更が生じる可能性があるため、その際は協議の上契約内容を変更することがある。

(2) (1)で制作した動画を SNS に投稿する際に使用するサムネイル画像の制作

6 成果物

制作した縦型ショート動画データ及び制作したサムネイル画像データ
納品方法は発注者と受注者で協議し決定する。

7 委託料の支払い

業務完了確認を行い、検査に合格したときは業務委託料の支払いを行う。支払い時期については発注者と受注者で協議し決定する。

8 その他

- (1) 本委託で受注者において制作し納品された成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、本委託の遂行（成果物を含む）に当たり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 発注者は、成果物を、SNS投稿以外の福岡市が実施する各種プロモーション活動等において活用できることとし、成果物の利用に際しては以下のとおりとする。
 - ① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ② 発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示とすることができます。
 - ③ 発注者が「4 目的」の実現のために成果物を改変するときは、受注者はその改変に同意する。
- (4) 本業務の遂行に必要な交通費、消耗品費等はすべて委託費に含まれる。
- (5) 各業務の実施に当たっては、事前に発注者と十分に協議すること。また、疑義が生じた場合は、協議のうえ決定すること。なお受注者は決定した業務内容に基づく必要な諸手続等の業務全般を行うものとする。